

各町域の課題・問題を協議

平成18年度第2回地域審議会開催

開催日程

審議会名	開催日	開催時間	場所
迫地域審議会	8月9日(水)	午後1時30分～	迫総合支所 2階大会議室
登米地域審議会	8月4日(金)	午後1時30分～	登米総合支所 2階201会議室
東和地域審議会	8月8日(火)	午後1時30分～	東和総合支所 3階委員会室
中田地域審議会	8月8日(火)	午後1時30分～	中田保健福祉会館 事務室
豊里地域審議会	8月4日(金)	午後1時30分～	豊里総合支所 2階第一会議室
米山地域審議会	8月3日(木)	午後1時30分～	米山総合支所 2階大会議室
石越地域審議会	8月4日(金)	午後1時30分～	石越総合支所 2階多目的ホール
南方地域審議会	8月8日(火)	午後1時30分～	南方総合支所 2階大会議室
津山地域審議会	8月4日(金)	午後1時30分～	津山総合支所 2階第2会議室

※地域審議会はどなたでも傍聴できます。

内容

- まちづくり計画の策定について
- 地域の課題について

問い合わせ

企画部企画調整課 ☎0220 (22) 2147
各総合支所総務課



▲地域審議会では、市長からの諮問に対する答申や各町域の課題、問題などを協議しています

市では、庁舎や学校、体育館などの主要な公共施設にAED(自動体外式除細動器)の導入配置を進めています。

AEDとは、突然心臓が停止した人に電気ショックで蘇生させる機器です。これまでは、医療関係者のみが使用可能でしたが、平成16年7月の法令改正により、一般の人でも使用できるようになりました。

今年度は、佐沼ロータリークラブ(山田直志会長)から寄贈された3台を7月に設置、8月中には市で購入する22台を設置します。

また、市職員を対象にAEDの取り扱いを含めた救急救命講習を開催。気道確保、人工呼吸、心臓マッサージを行い、AEDを使用するまでの一連の心肺蘇生法も学んでいます。

市では今後も、AEDの導入を進め、普及促進に努めていきます。

公共施設に設置し 市民の命を守る AED(自動体外式除細動器)



▶市役所迫庁舎に設置されたAED

- 【18年度導入施設】25台
- 市役所庁舎(9)
 - 中学校(10)
 - 迫・登米・東和・中田・津山体育館(5)
 - 登米祝祭劇場(1)
- 【19年度導入施設】17台
- 小学校(13)
 - 米山・南方公民館(2)
 - その他(2)
- 【20年度導入施設】15台
- 小学校(12)
 - 豊里・石越公民館(2)
 - その他(1)
- 【問い合わせ】
市民生活健康推進課
☎0220(58)2116



開発健次 弁護士

【事務所】〒987-0511
登米市迫町佐沼字中江五丁目1番地2
佐沼オフィスビル2階
☎0220(23)2660 FAX0220(23)2661



東北で唯一の弁護士空白地域だった仙台地方裁判所登米支部管内に、「登米ひまわり基金法律事務所」が開設され、7月3日から業務が始まりました。

赴任したのは、富山市出身の開発健次弁護士(33歳)。慶大大学院卒業後、平成14年10月に弁護士登録し、東京の北千住パブリック法律事務所所属していました。

開発弁護士は「これまで地元で弁護士がいなかった登米地域の市民皆さんのために、少しでもお役に立てればと思っています。今後

は皆さんから親しまれ、利用されやすい事務所にしていき「たい」と抱負を話しています。

相談料は30分5250円。予約制なので事前に電話が必要です。営業日は、月曜日から金曜日の9時から17時まで(祝日、年末年始除く)。



▲事務所がある佐沼オフィスビル

市民のために 立ちたい 登米ひまわり基金法律事務所開設

ご存知ですか? 児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届・所得状況届は忘れずに

児童扶養手当・特別児童扶養手当とは?

児童扶養手当とは、父親のいない児童の母親や父親が重い障害のある児童の母親、母親に代わってその児童を養育している人に支給される手当をいいます。

特別児童扶養手当とは、心身に障害のある児童の父親または母親、父母に代わってその児童を扶養する人に支給される手当です。

8月は現況届・所得状況届の時期です

児童扶養手当と特別児童扶養手当受給者は、毎年8月に「児童扶養手当現況届」「特別児童扶養手当所得状況届」を提出しなければなりません。対象となる人には、個別に案内をしますので、受付日時などを確認して期間内に提出してください。

※届け出をしないと、手当が差し止められたり、受給資格が無くなったりする場合があります。

問い合わせ

福祉事務所社会福祉課子育て支援室 ☎0220(58)5562

◇児童扶養手当の支給要件

- イ 父母が婚姻を解消した児童
- ロ 父が死亡した児童
- ハ 父が政令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童
- ニ 父の生死が明らかでない児童
- ホ 父が引き続き1年以上遺棄している児童
- ヘ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ト 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- チ 母が婚姻によらないで懐胎した児童であるか不明な児童

※児童扶養手当・特別児童扶養手当は、対象児童が児童(社会)福祉施設などに入所しているときは対象になりません。

◇手当月額 (H18.4.1改正)

【児童扶養手当】
児童1人の場合、41,720円
(2人目は5,000円、3人目以降は3,000円の加算)

【特別児童扶養手当】
障害の程度により、
1級50,750円
2級33,800円

※受給者、扶養義務者の所得により支給停止になる場合があります。